

監査の結果（平成 24 年 8 月 31 日決定分）

第 1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施しました。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行しました。実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成 22 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施しました。また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施しました。

3 監査の結果等

監査の結果については、不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を求める事項及び長期未納があるものを「指摘事項」として、また、指摘には至らないが、改善又は改善についての検討を求める事項などを「意見」として区分しています。

このほか、指摘事項や意見以外に監査対象機関に対し注意喚起、問題提起又は要望する事項などは、「付記」として公表しています。

4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が 27 機関です。

所管局	番号	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
総務局	1	県立総合技術研究所 西部工業技術センター	平成 24 年 6 月 6 日	平成 24 年 5 月 17 日 5 月 21 日	実地監査
	2	県立総合技術研究所 東部工業技術センター	平成 24 年 5 月 15 日	平成 24 年 4 月 23 日	実地監査
	3	県立総合技術研究所 水産海洋技術センター	平成 24 年 6 月 29 日	平成 24 年 4 月 25 日	書面監査
健康 福祉局	4	西部こども家庭センター ※	平成 24 年 8 月 20 日	平成 24 年 6 月 20 日	書面監査
	5	県立広島学園	平成 24 年 5 月 21 日	平成 24 年 4 月 23 日	実地監査
	6	動物愛護センター	平成 24 年 6 月 29 日	平成 24 年 4 月 24 日	書面監査
商工 労働局	7	広島障害者職業能力開発校	平成 24 年 5 月 29 日	平成 24 年 5 月 10 日	実地監査
農林 水産局	8	県立農業技術大学校	平成 24 年 6 月 1 日	平成 24 年 5 月 11 日	実地監査
土木局	9	広島西飛行場事務所	平成 24 年 7 月 17 日	平成 24 年 6 月 5 日	書面監査
企業局	10	沼田川水道事務所	平成 24 年 6 月 8 日	平成 24 年 5 月 22 日	実地監査

所管局等	番号	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
教 育 委 員 会	11	県立広島国泰寺高等学校	平成24年8月20日	平成24年6月7日	書面監査
	12	県立尾道東高等学校	平成24年8月20日	平成24年6月12日	書面監査
	13	県立福山誠之館高等学校	平成24年5月23日	平成24年5月8日	実地監査
	14	県立廿日市高等学校	平成24年8月20日	平成24年5月29日	書面監査
	15	県立千代田高等学校	平成24年7月17日	平成24年6月5日	書面監査
	16	県立賀茂高等学校	平成24年6月29日	平成24年5月15日	書面監査
	17	県立沼南高等学校	平成24年7月17日	平成24年5月30日	書面監査
	18	県立庄原格致高等学校	平成24年8月20日	平成24年6月13日	書面監査
	19	県立黒瀬高等学校	平成24年8月20日	平成24年6月7日	書面監査
	20	県立祇園北高等学校	平成24年7月17日	平成24年6月1日	書面監査
	21	県立宮島工業高等学校	平成24年5月24日	平成24年5月9日	実地監査
	22	県立尾道商業高等学校	平成24年6月5日	平成24年5月16日	実地監査
	23	県立広島北特別支援学校	平成24年6月12日	平成24年5月23日	実地監査
警 察 本 部	24	江田島警察署	平成24年8月20日	平成24年6月8日	書面監査
	25	廿日市警察署	平成24年6月13日	平成24年6月13日	実地監査
	26	福山西警察署	平成24年5月22日	平成24年5月22日	実地監査
	27	庄原警察署	平成24年6月14日	平成24年6月14日	実地監査

注 機関名のあとに「※」を表記している機関は、抜き打ち的監査を実施した機関です。

(抜き打ち的監査：あらかじめ監査調書を求めず、通知後速やかに実施する監査)

5 監査結果の概要

監査結果の概要は、次のとおりです。

	機 関 名	指摘事項・意見	付 記
1	県立総合技術 研究所 西部工業技術 センター (P9)	【指摘事項】 ア 備品の管理において、備品出納簿に記載された使用 場所に保管されていなかったもの イ 郵便切手受払簿が鉛筆書きで記載されていたもの 【意見】 なし	なし

	機 関 名	指摘事項・意見	付 記
2	県立総合技術 研究所 東部工業技術 センター (P 9)	<p>【指摘事項】</p> <p>ア 嘱託員報酬等に係る事務処理において、必要な起案・決裁が行われていなかったもの</p> <p>イ 委託契約における事務処理において (ア) 仕様を作成する際に、県が定めた仕様書を用いていなかったもの (イ) 設計金額の算出の際に、複数の者から徴取すべき参考見積書を1者からしか徴取していなかったもの (ウ) 契約書に定める書類の提出を受けていなかったもの</p> <p>ウ 使用料及び手数料の収入において、収入科目を誤っていたもの</p> <p>【意見】 なし</p>	なし
3	県立総合技術 研究所 水産海洋技術 センター (P11)	<p>【指摘事項】</p> <p>ア 設備使用料の徴収において、使用料の額の算定を誤り過徴収していたもの</p> <p>イ 毒物及び劇物の管理において、在庫管理が適正に行われていなかったもの</p> <p>【意見】</p> <p>○ 毒物及び劇物の管理において、毒物劇物危害防止規定の実態に合わせた必要な改正と当該規定の周知徹底を図ることを求めたもの</p>	なし
4	西部こども家 庭センター (P12)	<p>【指摘事項】</p> <p>ア 長期未納（滞納繰越分）があるもの</p> <p>イ 出納員の交替の際に事務引継が適切に行われていなかったもの</p> <p>ウ 赴任旅費を支給していなかったもの</p> <p>エ 物品の管理について、備品出納簿への登録内容に誤りがあるなど管理が不適切であったもの</p> <p>オ 委託契約の事務処理について (ア) 業務提案により委託業者を選定する際に、上限金額を超えた提案者は失格とするとしていたが、失格としていなかったもの (イ) 検査職員の異動に際し、検査職員の変更手続を行っていなかったもの</p> <p>【意見】 なし</p>	なし
5	県立広島学園 (P14)	<p>【指摘事項】</p> <p>ア 現金の管理において、常時の資金前渡について現金出納簿が作成されていなかったもの</p> <p>イ 工事請負契約において、検査調書を作成していなかったなど不適正な事務処理が行われていたもの</p> <p>【意見】</p> <p>○ 旅費の支給が大幅に遅延していたものがあり、迅速な事務処理を求めたもの</p>	なし

	機 関 名	指摘事項・意見	付 記
6	動物愛護センター (P16)	<p>【指摘事項】</p> <p>ア 委託契約において、契約書に定める書類の提出を受けていなかったもの</p> <p>イ 財産の使用許可において、使用実態と許可内容が異なり、過徴収の状況が継続していたもの</p> <p>【意見】 なし</p>	なし
7	広島障害者職業能力開発校 (P17)	<p>【指摘事項】 なし</p> <p>【意見】</p> <p>○ 郵便切手において、年度使用実績に見合わない過大な購入があり、適正な管理を求めたもの</p>	なし
8	県立農業技術大学校 (P18)	<p>【指摘事項】</p> <p>ア 専修学校に法律で義務付けられている、学校運営に係る評価を行っていなかったもの</p> <p>イ 物品の管理において</p> <p>(ア) 物品管理職員の交替の際に事務引継が適切に行われていなかったもの</p> <p>(イ) 郵便切手類出納簿に記載された現在高と在庫数量が一致しなかったもの</p> <p>(ウ) 再リースされた借受物品について、借受期間の更新又は返還登録を行わないまま、同じ物品を重複して備品出納簿に登録していたもの</p> <p>ウ 委託契約における事務処理において</p> <p>(ア) 再委託の承認手続きが行われていなかったもの</p> <p>(イ) 設計額の積算において、定められた方法によらず算定していたもの</p> <p>(ウ) 仕様を作成する際に、県が定めた仕様書を用いていなかったもの</p> <p>【意見】 なし</p>	○ 学校運営に係る評価に関係者評価を取り入れるなど、説明責任を果たすとともに、教育の質の向上と学校運営の改善に努めること
9	広島西飛行場事務所 (P20)	<p>【指摘事項】</p> <p>ア 旅行命令について、旅費が支給されない公用車利用の場合に旅行命令簿が作成されていないものがあるなど、不適正な事務処理が行われていたもの</p> <p>イ 備品を消耗品として購入していたもの</p> <p>ウ 厚生年金被保険者控除額の算定に誤りがあったもの</p> <p>【意見】 なし</p>	○ 定期旅客運航の休止により利用されていない施設等について、ヘリポート化による利用計画の策定とともに、有効活用策を検討すること
10	沼田川水道事務所 (P21)	<p>【指摘事項】 なし</p> <p>【意見】 なし</p>	なし

	機 関 名	指摘事項・意見	付 記
11	県立広島国泰 寺高等学校 (P22)	<p>【指摘事項】</p> <p>ア 委託契約等の支払が請求に対し大幅に遅延していたもの</p> <p>イ 毒物・劇物を管理する専用保管庫に転倒防止措置が講じられていなかったもの</p> <p>ウ 工事請負契約において、検査の結果を請負者に通知していなかったもの</p> <p>【意見】</p> <p>○ 物品購入における事務処理について、日付を業者に必ず記入させるなど、物品検査を厳正に実施することを求めたもの</p>	なし
12	県立尾道東高 等学校 (P23)	<p>【指摘事項】</p> <p>ア 行政財産使用料の徴収において、収入科目を誤っていたもの</p> <p>イ 委託契約において、再委託の承認手続きが行われていなかったもの</p> <p>ウ 工事請負契約において、完成検査前に引渡しを受けるなど不適正な事務処理を行っていたもの</p> <p>【意見】 なし</p>	なし
13	県立福山誠之 館高等学校 (P25)	<p>【指摘事項】</p> <p>ア 長期未納（滞納繰越分）があるもの</p> <p>イ 図書カードの管理において、図書カードが物品管理職員による取得の意思決定を経ないまま受領され、金庫に保管されていたもの</p> <p>ウ 現金の管理において、帰属が明確でない現金が金庫に保管されていたもの</p> <p>【意見】</p> <p>○ 関係業者から金券類の提供の申出があった場合、受領の是非を慎重に判断し、適切に事務処理を行うことを求めたもの</p>	なし

	機 関 名	指摘事項・意見	付 記
14	県立廿日市高等学校 (P26)	<p>【指摘事項】</p> <p>ア 高等学校使用料の徴収事務において、定時制課程の授業料の収入手続を怠るなど不適正な事務処理を行っていたもの</p> <p>イ 行政財産の使用料の収入事務において、納付書の発行手続が遅延していたもの</p> <p>ウ 委託契約の事務処理において、予定価格を超える金額で契約していたもの</p> <p>エ 物品購入における事務処理において</p> <p>(ア) 印刷物の翌年度納入が行われていたもの</p> <p>(イ) 複数回にわたって発注・納品されていた物品を、一度に発注・納品したのものとして事務処理を行っていたもの</p> <p>(ウ) 学校保管の納品書の日付が、納入業者の帳簿等と一致しておらず、納入業者の帳簿等の納品日から検査年月日が相当期間経過後となっているもの</p> <p>オ 学校諸費会計の事務処理において</p> <p>(ア) 出納簿等の関係書類が作成されておらず、収支状況の点検など内部統制が図られていなかったもの</p> <p>(イ) 収入等をした現金を銀行に預け入れないまま、長期間手元に保管していたもの</p> <p>(ウ) 現金を領収した際に、領収書を作成・交付していなかったもの</p> <p>(エ) 物品の納品後、請求書が提出されてから支払われるまで長期間経過していたもの</p> <p>(オ) 年度終了時に残金の精算などの決算処理が行われていなかったもの</p> <p>【意見】</p> <p>ア 定時制課程の執行体制が十分確保されないまま事務処理が長期間放置されており、執行体制の確保と適正な事務処理に万全を期することを求めたもの</p> <p>イ 物品購入における事務処理について、日付を業者に必ず記入させるなど、物品検査を厳正に実施することを求めたもの</p>	なし
15	県立千代田高等学校 (P30)	<p>【指摘事項】 なし</p> <p>【意見】 なし</p>	○ 使用されていない女子寄宿舎について、資産の有効活用策の検討を求めたもの

	機 関 名	指摘事項・意見	付 記
16	県立賀茂高等学校 (P30)	<p>【指摘事項】</p> <p>ア 行政財産使用料の徴収において、収入手続が遅延しているもの</p> <p>イ 委託契約において、予定価格を超える金額で契約が行われていたもの</p> <p>ウ 物品の発注決裁書が事前に作成されておらず、作成が納入日から遅れていたものが多数あったもの</p> <p>【意見】</p> <p>○ 毒物及び劇物の管理において、毒物劇物危害防止規定の実態に合わせた必要な改正を行うことを求めたもの</p>	○ 契約相手方の契約書への収入印紙の貼付漏れがないよう確認を求めたもの
17	県立沼南高等学校 (P32)	<p>【指摘事項】</p> <p>○ 長期未納（滞納繰越分）があるもの</p> <p>【意見】</p> <p>○ 毒物・劇物の管理において、一部校舎について、学校薬剤師による指導や助言等を受けておらず、使用見込みのない劇物が保管されていたものがあり、適正な管理を求めたもの</p>	なし
18	県立庄原格致高等学校 (P33)	<p>【指摘事項】 なし</p> <p>【意見】 なし</p>	なし
19	県立黒瀬高等学校 (P34)	<p>【指摘事項】</p> <p>○ 委託契約において、委託料を分割して支払う場合に、契約書に添付すべき支払内訳書が添付されておらず、支払総額のみ契約書に記載されていたもの</p> <p>【意見】 なし</p>	なし
20	県立祇園北高等学校 (P35)	<p>【指摘事項】</p> <p>○ 印刷物の発注において、私費分と公費分の発注区分が不明確のまま一括発注し、私費分の数量確定後、その残余について公費分の発注手続を行っていたもの</p> <p>【意見】 なし</p>	なし
21	県立宮島工業高等学校 (P36)	<p>【指摘事項】</p> <p>ア 長期未納（滞納繰越分）があるもの</p> <p>イ 会計管理者に報告する債権記録管理報告書に記載誤りがあったもの</p> <p>ウ 行政財産使用許可において、許可手続が行われていなかったもの</p> <p>エ 学校諸費会計等の取扱事務において、毎月の収支状況の点検が行われていなかったもの</p> <p>【意見】 なし</p>	なし

	機 関 名	指摘事項・意見	付 記
22	県立尾道商業 高等学校 (P39)	【指摘事項】 ○ 長期未納（滞納繰越分）があるもの 【意見】 なし	なし
23	県立広島北特 別支援学校 (P40)	【指摘事項】 ア 借受物品について、備品出納簿による記録管理を行っていなかったもの イ 工事請負契約において、監督員の氏名等を請負者に通知していないなど不適正な事務処理を行っていたもの 【意見】 なし	なし
24	江田島警察署 (P41)	【指摘事項】 なし 【意見】 なし	なし
25	廿日市警察署 (P41)	【指摘事項】 なし 【意見】 なし	なし
26	福山西警察署 (P42)	【指摘事項】 なし 【意見】 なし	なし
27	庄原警察署 (P42)	【指摘事項】 ○ 工事請負契約における事務処理について ア 施工計画書に誤った請負代金と工期を記載していたもの イ 出来形管理図に記載する現場代理人の氏名を誤っていたもの ウ 工事打合せ簿に、発議年月日、処理・回答の年月日の記載がなかったもの エ 工事打合せ簿に、監督員の押印がなかったもの オ 工事打合せ簿に、監督員、現場代理人及び主任技術者の押印がなかったもの 【意見】 なし	なし

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりです。

1 県立総合技術研究所 西部工業技術センター

(1) 機関の概要

- ・主な業務 県内企業の振興と技術の高度化を支援するため、研究開発、技術相談・指導、依頼試験ならびに技術者研修、技術情報の提供等
他の機関から委託を受けた調査研究
- ・所在地 本所：呉市阿賀南二丁目10番1号
支所：東広島市鏡山三丁目13番26号（生産技術アカデミー）
- ・組織体制 本所：総務担当，3部1チーム（技術支援部，材料技術研究部，加工技術研究部，炭素繊維プロジェクトチーム）
支所：総務担当，技術支援担当，2部1チーム（製品設計研究部，生産システム研究部，金型加工プロジェクトチーム）
- ・職員数（平成24年4月1日現在）
常勤職員数 62人（本所：37人，支所：25人）

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 備品の管理について

備品の管理において、備品出納簿に記載された使用場所に保管されていないものがあつた。適正な管理に努められたい。

根拠	広島県物品管理規則第15条第2項及び第41条
----	------------------------

イ 郵便切手受払簿の記載について

郵便切手受払簿が鉛筆書きで記載されていた。容易に修正できない筆記用具で記入するなど、適正な事務処理に努められたい。（生産技術アカデミー）

2 県立総合技術研究所 東部工業技術センター

(1) 機関の概要

- ・主な業務 民間企業等を支援するために必要な技術の調査研究及び開発研究，各種試験，分析，測定等
他の機関から委託を受けた調査研究
- ・所在地 福山市東深津町三丁目2番39号
- ・組織体制 総務担当，3部（技術支援部，材料技術研究部，加工技術研究部）
- ・職員数（平成24年4月1日現在）
常勤職員数 32人
非常勤職員数 2人

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 嘱託員報酬等に係る事務処理について

平成 24 年度において、試験研究業務嘱託員に報酬等に係る予算執行伺い等の起案、決裁が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	広島県地方機関の長に対する事務委任規則第 5 条第 1 項
-----	-------------------------------

イ 委託契約における事務処理について

(ア) 業務仕様書の策定について

次の委託契約において、共通業務仕様書を用いて仕様を策定すべきところ、別に定めた仕様によって業務を委託していた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	事業系一般廃棄物収集運搬処理業務委託（平成 23～24 年度）
根 拠	施設管理業務委託事務処理要綱第 5 条 施設管理業務委託の事務処理について（平成 18 年 12 月 15 日財産管理室長通知） 3 の（1）

(イ) 設計金額の積算について

次の委託契約において、参考見積書を利用して設計金額を積算するときは、複数の者からこれを徴取しなければならないが、複数の者から徴取することが可能であったにもかかわらず 1 者からしか徴取していなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	事業系一般廃棄物収集運搬処理業務委託（平成 23～24 年度）
根 拠	施設管理業務委託事務処理要綱第 6 条 施設管理業務委託の事務処理について（平成 18 年 12 月 15 日財産管理室長通知） 4 の（3）

契約名	工場廃水処理設備保守点検業務委託（平成 22～23 年度）
根 拠	委託・役務業務契約事務の手引き（第 2 版）（平成 22 年 4 月 1 日） 3（3）

(ウ) 業務責任者の通知について

次の委託契約において、契約書に定める業務責任者の通知を受けていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県立総合技術研究所東部工業技術センター設備警備業務委託（平成 24～28 年度）
-----	--

ウ 設備利用に係る使用料等の収入事務について

設備利用に係る使用料及び手数料の収入事務において、これらの収入科目を取り違えて調定しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

科 目	総合技術研究所手数料及び総合技術研究所使用料（平成 23 年度）
根 拠	広島県予算規則第 11 条

3 県立総合技術研究所 水産海洋技術センター

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 海洋環境の保全・創造を図るための環境修復技術等の開発
海洋生物資源の持続的利用を図るための管理・培養技術の開発
海・川を一体化した試験研究の推進
広島かき等，養殖業の発展のための技術開発
- ・ 所在地 呉市音戸町波多見六丁目 21 番 1 号
- ・ 組織体制 3 部（総務部，技術支援部，水産研究部）
- ・ 職員数（平成 24 年 4 月 1 日現在）
 - 常勤職員数 19 人
 - 非常勤職員数 12 人

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 設備使用料の徴収について

徴収すべき設備使用料の額を誤っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

対 象	軟 X 線撮影装置の使用料
内 容	使用料の算出において 1 時間当たりの単価を誤り，600 円の過徴収となつていた。
根 拠	広島県立総合技術研究所設置及び管理条例第 8 条第 2 項及び第 3 項 広島県立総合技術研究所における使用料及び手数料の種別及び額（平成 19 年 12 月 25 日広島県告示第 1238 号）

イ 毒物及び劇物の管理について

毒物及び劇物の管理において，管理されている劇物の本数や残量が，管理簿等に記載された数量と異なるものが見受けられた。適正な管理に努められたい。

根 拠	毒物及び劇物取締法第 11 条第 1 項及び第 22 条第 5 項 毒物及び劇物の保管管理について（昭和 52 年 3 月 26 日薬発第 313 号厚生省薬務局長通知） 2
-----	--

【意 見】

毒物及び劇物の管理について

毒物及び劇物の管理体制を明確にし，毒物及び劇物による保健衛生上の危害を未然に防止するため，「県立総合技術研究所水産海洋技術センター毒物劇物危害防止規程」を定めているが，当該規程において別途定めることとされている緊急連絡網について，職員の異動に伴う必要な改正が行われていなかったり，当該規程の周知が十分でないといった実態が見受けられた。緊急連絡網の必要な改正を行うとともに，職場内研修等を通じて当該規程の内容の周知徹底を図る必要がある。

4 西部こども家庭センター

(1) 機関の概要

- ・主な業務 子ども，知的障害のある人，女性に関する相談業務，判定業務，一時保護業務
- ・所在地 広島市南区宇品東四丁目1番26号
- ・組織体制 6課（総務企画課，相談援助課，児童虐待対応課，女性相談課，判定指導課，一時保護課）
- ・職員数（平成24年4月1日現在）
 - 常勤職員数 45人
 - 非常勤職員数 62人
- ・主な事業実績（平成23年度）

ア 児童相談業務

(ア) 相談種別受付件数 (単位：件)

養護	保健	障害	非行	育成	その他	計
807 (643)	37	1,326	133	658	221	3,182

(注)・家族，本人，福祉事務所等からの来所，電話による相談件数である。

・養護の括弧書きは，虐待相談の受付件数で内数である。

(イ) 調査・診断・カウンセリング等実施件数 (単位：件)

調査・診断			心理療法・ カウンセリング	療育手帳等
調査	医学診断指導	心理診断指導		
0	764	4,156	798	636

(ウ) 一時保護状況

実人員	延人員	1人平均保護日数	1日平均保護人数
152人	2,077人	13.7日	5.7人

イ 知的障害者更生相談業務

(ア) 相談受付件数等

相談実人員	相談件数	判定件数	療育手帳交付件数
734人	735件	549件	625件

(イ) 相談件数内訳 (単位：件)

施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
0	0	0	0	0	0	590	145	735

ウ 女性相談業務

(ア) 主訴別相談件数

(単位：件)

区分	人間関係				住居 問題	帰住先 なし	経済 関係	医療 関係	その他	計
	夫等	子ども	親族	その他						
面接 相談	137	12	30	30	1	15	2	0	2	229
電話 相談	698	154	202	297	4	13	17	39	0	1,424
計	835	166	232	327	5	28	19	39	2	1,653

(イ) 一時保護状況

区 分	実人員	延人員	1人平均保護日数	1日平均保護人数
保護女子	119人 (82人)	1,721人 (1,324人)	14.5日	9.6人
同伴児	115人 (87人)	1,773人 (1,526人)		

(注) 人員の括弧書きは、DVによる保護で内数である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。前回監査時よりその額は減少しているものの、引き続き徴収の促進に努められたい。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [平成24年6月現在]	参考 前回監査時 [平成22年6月]
児童福祉総務費負担金（県立の児童福祉施設への入所に係る負担金）	14人 1,127,794円	15人 2,598,079円
児童措置費負担金（民間の児童福祉施設への入所に係る負担金）	70人 18,512,666円	81人 23,679,010円

イ 現金出納簿の事務引継について

廃出納員の交替があつた場合、前任及び後任の廃出納員は、現金出納簿の末葉に引継年月日を記載し、双方これに記名押印しておかなければならないが、引継年月日の記載及び記名押印がされていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	広島県会計規則第110条第3項
-----	-----------------

ウ 旅費の支給について

職員の赴任に係る旅費を支給していなかった。適正な事務処理に努められたい。(平成23年度)

・ 1人 71,180円

根拠	職員の旅費に関する条例第3条第1項
----	-------------------

エ 物品の管理について

物品の管理について、次のとおり適正な管理が行われていないものがあつた。適正な管理に努められたい。

内 容	根 拠
平成23年度に購入した備品について、備品出納簿に重複して登録されていたものがあつた。	広島県物品管理規則第41条
平成23年9月から複写機2台を借り受けているが、借り受けた物品について備品出納簿による記録管理を行っていなかった。	

オ 委託契約の事務処理について

(ア) 業務提案における見積書について

次の委託契約において、業務提案募集要領に基づき見積書の提出を求め、その中で上限金額を超えた提案者があつた場合は、失格とするとしていたが、上限金額を超えているにもかかわらず失格としていなかったものがあつた。選定結果に影響はなかったが、適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県西部こども家庭センター給食業務委託(平成24～25年度)
-----	---------------------------------

(イ) 検査職員の変更手続について

次の委託契約において、指定した検査職員の異動に際し、検査職員の変更手続を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県西部こども家庭センター給食業務委託(平成24～25年度)
根拠	支出マニュアル(平成24年1月審査指導課)Ⅱ第73(2)

5 県立広島学園

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 児童福祉法第44条に規定する児童自立支援施設(不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設)
- ・ 所在地 東広島市八本松町原 10844 番地
- ・ 組織体制 2課(総務課, 指導課)
- ・ 職員数(平成24年4月1日現在)
 - 常勤職員数 27人
 - 非常勤職員数 39人

・児童の状況（平成 24 年 5 月 1 日現在）

（単位：人）

区 分	小学生	中学生			中卒児童	計
	6 年生	1 年生	2 年生	3 年生		
男 子	1	0	4	15 (2)	2 (2)	22 (4)
女 子	1	1	1	4 (0)	4 (3)	11 (3)
計	2	1	5	19 (2)	6 (5)	33 (7)

（注）（ ）内は措置停止数で内数。

（ 2 ） 監査の結果

【指摘事項】

ア 現金の管理について

常時の資金前渡により現金を管理しているが、次のとおり事務処理を誤っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

内 容	平成 24 年度の資金前渡の交付を受けていたが、現金出納簿を作成していなかった。
根 拠	広島県会計規則第 82 条

イ 工事請負契約における事務処理について

工事請負契約において、次のとおり事務処理を誤っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

工事名	広島学園園路補修工事（平成 23 年度）
内 容	予定価格調書が作成されていなかった。 検査の結果を請負者に通知していなかった。
根 拠	広島県契約規則第 18 条 建設工事執行規則第 41 条第 2 項 建設工事請負契約約款第 1 条第 5 項

工事名	広島学園プールろ過装置一式取替工事（平成 23 年度）
内 容	検査調書を作成していなかった。 検査の結果を請負者に通知していなかった。
根 拠	建設工事執行規則第 41 条第 2 項 建設工事請負契約約款第 1 条第 5 項

【意 見】

旅費に係る事務処理について

平成 23 年 4 月の旅行が平成 24 年 3 月に復命されるなど、旅行の手續が大幅に遅延しているものがあつた。迅速な事務処理を行う必要がある。

6 動物愛護センター

(1) 機関の概要

- ・主な業務 狂犬病の予防，動物愛護思想の普及啓発，犬及びねこの引取り，疾病・負傷動物の収容，動物取扱業の登録・指導，特定動物の飼養許可並びに人畜共通感染症の調査研究
- ・所在地 三原市本郷町南方 8915 番地 2
- ・組織体制 2 課（総務課，指導課）
- ・職員数（平成 24 年 4 月 1 日現在）
常勤職員数 10 人
非常勤職員数 15 人
- ・主な事業実績（平成 22 年度）

ア 相談等の受付状況

(単位：件)

区分	保護 依頼	引取 依頼	放し 飼い	咬傷 事故	多頭 飼育	行方 不明	拾得	負傷 疾病 収容	譲渡 希望	返還 希望
件数	310	351	28	61	4	892	173	90	457	32

区分	愛護 教室	飼育 相談	しつけ 方教室	糞尿	鳴き声	給餌に よる 迷惑	動物 取扱業	その他	計
件数	39	56	8	18	22	27	117	677	3,362

※ その他の内容は，返還希望，定点確認及び保護機設置依頼等である。

イ 動物保護等の状況

(単位：頭)

区分	定点 引取	持参	センター動物保護		計	譲渡	返還	処分
			保護	引取				
犬	627	761	188	469	2,045	219	24	1,802
ねこ	2,087	1,034	-	78	3,199	39	4	3,156
計	2,714	1,795	188	547	5,244	258	28	4,958

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 委託契約における事務処理について

次の委託契約において，契約書に定める業務責任者に係る資格書（写）等の書類の提出を受けていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	空気調和設備保守点検業務委託契約（平成 23～24 年度）
-----	-------------------------------

イ 行政財産の使用許可における事務処理について

次の行政財産の使用許可について、その内容が実態と異なっていた。適正な事務処理に努められたい。

申請及び許可	内 容	電柱 3 本、支線 4 本
	使用料 (年額)	10,500 円
実 態	内 容	電柱 3 本、支線 3 本
	使用料 (年額)	9,000 円
使用許可期間		平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで
根 拠		広島県公有財産管理規則第 25 条第 2 項及び第 28 条

7 広島障害者職業能力開発校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 職業能力開発促進法の規定により、国が設置する当該校の運営を県が受託し、職業能力開発校又は職業能力開発促進センターでは職業訓練を受けることが困難な身体又は精神に障害がある者等に対して、その能力に適応した訓練を実施すること。
- ・所在地 広島市南区宇品東四丁目 1 番 23 号
- ・職員数 (平成 24 年 5 月 1 日現在)
 - 常勤職員数 19 人
 - 非常勤職員数 52 人
- ・職業訓練実施状況 (平成 23 年度)

施設内訓練

(単位：人)

科 名	訓練 期間	定員	応募 者数	入校 者数	退校者数		修了者数		入校 者就 職数
						就職 者数		就職 者数	
CAD技術科 2年	2年	15	33	15	11	8	4	2	10
CAD技術科 1年	2年	15	21	12	—	—	—	—	—
情報システム科 2年	2年	10	20	10	2	1	8	1	2
情報システム科 1年	2年	10	18	10	—	—	—	—	—
Webデザイン科 2年	2年	10	41	10	3	1	7	3	4
Webデザイン科 1年	2年	10	28	10	—	—	—	—	—
OA事務科	1年	20	31	18	5	4	13	7	11
オフィスビジネス科	1年	20	29	18	7	3	11	6	9
総合実務科	1年	30	58	30	24	17	6	2	19
計		140	279	133	52	34	49	21	55

(注) CAD技術科、情報システム科、Webデザイン科の2年の応募・入校者数は平成22年度の状況である。

委託訓練

(単位：人)

訓練科目	訓練期間	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就業者数
〔知識・技能習得訓練コース〕 パソコン事務科等6科15コース	2～3か月	141	155	122	111	46
〔実践能力習得訓練コース〕 パン製造科等6科	1～3か月	6	6	6	3	3
〔e-ラーニングコース〕 HP作成スキル習得等4コース	5か月	27	8	7	5	0

(注) 就業者数は、自営業者も含み、修了時の状況

(2) 監査の結果

【意見】

郵便切手の管理について

郵便切手において、年度使用実績に見合わない過大な購入があった。郵便切手の購入に当たっては、残高や使用見込量を勘案するとともに、料金後納など切手を購入せずに郵送できる方法を検討するなど、過大な在庫を保有しないよう適正な管理に努める必要がある。

年度	前年度からの繰越額	購入額	使用額	次年度への繰越額
平成22年度	53,800円	737,100円	484,300円	306,600円
平成23年度	306,600円	400,500円	326,850円	380,250円

8 県立農業技術高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 農業後継者たる青少年，農業者及び地域の農業の振興に指導的役割を果たす者に対する，農業に関する実践的な教育及び研修の実施
- ・所在地 庄原市是松町55番1
- ・組織体制 2課（総務課，教務課）
- ・職員数（平成24年4月1日現在）
 - 常勤職員数 18人
 - 非常勤職員数 12人
- ・学生の状況（平成24年5月1日現在）

(単位：人)

区分		定員	在籍者		
教育課程	専攻コース		1年	2年	合計
園芸課程	野菜・花きコース	80	20	24	44
	果樹コース		0	7	7
	落葉果樹コース		12	0	12
畜産課程	肉用牛コース		9	4	13
計		80	41	35	76

(注) ・定員は1学年につき40人。専攻コース別の定員は設けていない。

・平成24年度から園芸課程の果樹コースを落葉果樹コースに改編した。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 学校運営の状況に係る評価について

県立農業技術大学校は、学校教育法に定める専修学校であり、教育活動その他の学校運営の状況について評価を行うことが義務付けられているが、この評価を行っていなかった。速やかに実施されたい。

根拠	学校教育法第42条及び第133条
----	------------------

イ 物品の管理について

物品の管理について、次のとおり適正な管理が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 物品出納職員の事務引継について

物品出納職員の交替があつた場合、前任及び後任の物品出納職員は、出納簿の末葉に引継年月日を記載し、双方これに記名押印しておかなければならないが、郵便切手類出納簿について、引継年月日の記載及び記名押印がされていなかった。

根拠	広島県物品管理規則第39条第2項
----	------------------

(イ) 郵便切手類の管理について

郵便切手類出納簿に記載された監査日現在の現在高と現物の在庫数量が一致していなかった。

根拠	広島県物品管理規則第41条
----	---------------

(ウ) 借受物品の管理について

再リースされた借受物品について、借受期間の更新又は返還登録を行わないまま、同じ物品を重複して備品出納簿に登録していた。

根拠	広島県物品管理規則第41条
----	---------------

ウ 委託契約における事務処理について

次の委託契約について、誤った事務処理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 契約書に定める再委託に係る承認手続を行っていないものがあつた。

契約名	広島県立農業技術大学校庁舎管理等業務委託契約（平成23～24年度）
-----	-----------------------------------

(イ) 設計金額の積算において、財産管理課が定める方法によらず設計額を積算しているものがあつた。

契約名	一般廃棄物収集運搬業務委託契約（平成24年度～25年度） 産業廃棄物処理業務委託契約（平成24年度）
根拠	施設管理業務委託の事務処理について（平成18年12月15日財産管理室長通知）4の（3）

(ウ) 業務の仕様を示す際に、共通仕様書を用いるべきところ、別に定めた仕様によって業務を委託しているものがあつた。

契約名	一般廃棄物収集運搬業務委託契約（平成 24 年度～25 年度）
根 拠	施設管理業務委託事務処理要綱第 5 条 施設管理業務委託の事務処理について（平成 18 年 12 月 15 日財産管理室長通知）3 の（1）

(3) 付 記

学校運営に係る評価に当たっては、自己評価に加えて、県立高校等でも行われている関係者評価を取り入れるなど、適切に説明責任を果たすとともに、教育の質の向上と学校運営の継続的な改善を図るよう努めていただきたい。

9 広島西飛行場事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 広島西飛行場の管理運営
広島西飛行場に係る航空障害灯の設置及び管理
- ・ 所在地 広島市西区観音新町四丁目 10 番 2 号
- ・ 職員数（平成 24 年 4 月 1 日現在）
常勤職員数 6 人
非常勤職員数 1 人
- ・ 事業実績（平成 23 年度）

出 発	2,772 機
到 着	2,774 機
対空通信室取扱	7,629 機

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 旅行命令について

旅行命令について次のとおり不適切な事務処理があつた。適正な事務処理に努められたい。

内 容	根 拠
旅費が支給されない公用車利用の旅行命令について、旅行命令簿が作成されていないものがあつた。	職員の旅費に関する条例第 4 条第 4 項
直行・直帰による旅行において、判断要素となる用務開始時間等の必要事項が旅行命令簿に記載されていないものがあつた。	旅行命令（依頼）簿作成要領（平成 8 年 4 月 1 日施行）（別紙）（1）様式第 1 号 備考 ア（ア）

イ 物品の購入について

備品として購入すべき物品について、消耗品として購入しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

購入物品	標準安全器（墜落防止装置エスコートレール専用安全器具）
購入金額	131,670 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
根 拠	広島県予算規則第 3 条第 2 項及び第 3 項 広島県物品管理規則第 3 条第 1 項

ウ 厚生年金保険料控除額の算定について

被保険者から控除する厚生年金保険料について、適用する保険料率に誤りがあったため控除額の不足が生じていたものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	厚生年金保険法第 82 条
-----	---------------

(3) 付 記

施設等の有効活用について

広島西飛行場は、現在定期旅客運航が休止されており、待合ロビーなどの施設や物品の一部が利用されない状態になっている。

これらの施設や物品について、ヘリポート化による利用計画を早急に策定するとともに、他の行政機関や公共的団体等のニーズを把握すること等により、有効活用が図られるように検討していただきたい。

10 沼田川水道事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 三原市外 3 市 1 町への水道水の供給
 三原市などにある 22 企業等への工業用水の供給
- ・ 所在地 三原市本郷南七丁目 17 番 1 号
- ・ 組織体制 3 課（総務課，維持建設課，浄水課）
- ・ 職員数（平成 24 年 4 月 1 日現在）
 常勤職員数 20 人
- ・ 主要事業実績（平成 23 年度）
沼田川水道用水供給事業

給 水 開 始	昭和 51 年 4 月
水 源	棕梨ダム（沼田川），竜泉寺ダム（藤井川），福富ダム（沼田川）
計 画 給 水 量	1 1 0, 0 0 0 m ³ /日
現 有 施 設 能 力	9 3, 1 0 0 m ³ /日 (宮浦 33,000 m ³ /日，坊土 58,200 m ³ /日，埜田 1,900 m ³ /日)
一日最大給水量(実績)	6 9, 0 4 4 m ³ /日
一日平均給水量(実績)	5 7, 7 9 6 m ³ /日
給 水 先	三原市，尾道市，福山市，東広島市，上島町

沼田川工業用水道事業

給水開始	昭和48年4月
水源	椋梨ダム(沼田川)
計画給水量	64,000 m ³ /日
現有施設能力	64,000 m ³ /日
一日最大給水量(実績)	34,217 m ³ /日
一日平均給水量(実績)	28,591 m ³ /日
給水先	22企業(株)DNPプレシジョンデバイス, コカコーラウエスト ジャパンプロダクツ(株)ほか)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

11 県立広島国泰寺高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 広島市中区国泰寺町一丁目2番49号
- ・教職員数(平成24年5月1日現在)

全日制	本務者数	63人	
	非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数		10人
定時制	本務者数	12人	
	非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数		11人
- ・生徒の状況

課程	全日制				定時制				
	普通科				普通科				
学科・学年等	1	2	3	計	1	2	3	4	計
総定員(人)	320	320	320	960	40	40	40	40	160
生徒数(人)	322	321	318	961	64	27	23	18	132
充足率(%)	100.6	100.3	99.4	100.1	160.0	67.5	57.5	45.0	82.5
退学者(人)	3(3)				15(1)				
休学者(人)	4				15				
進学就職	大学・短大	276人(87.3%)			6人(35.3%)				
	専修・各種	35人(11.1%)			2人(11.8%)				
	就職	1人(0.3%)			5人(29.4%)				
	その他	4人(1.3%)			4人(23.5%)				

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成24年5月1日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成23年度(平成24年3月末現在)である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 委託業務等の支払について

次の契約において、検査（履行確認）後、間もなく行われた業者からの対価の請求に対し、大幅に遅れて支払を行っている事例が見受けられた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	廃液他処理業務委託（平成 23 年度） 生徒尿検査業務委託（平成 23 年度） 教職員尿検査業務委託（平成 23 年度） 教職員定期健康診断業務委託（平成 23 年度） 体育館扉他修繕（平成 23 年度） ヨット舟艇置施設借上（平成 23 年度）
根 拠	政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 10 条及び第 14 条

イ 毒物及び劇物の管理について

毒物及び劇物を管理する専用保管庫に、壁面等へ固定するなどの地震等の災害時に対応するための転倒防止措置が講じられていなかった。適正な管理に努められたい。

根 拠	毒物及び劇物取締法第 11 条第 2 項
-----	----------------------

ウ 工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において、検査の結果を請負者に通知していなかった。適正な事務処理に努められたい。

工事名	グラウンド放送設備改修工事（平成 23 年度） 進路指導室系統ガス空調機室外機修理工事（平成 23 年度）
根 拠	建設工事執行規則第 41 条第 2 項 建設工事請負契約約款第 1 条第 5 項

【意 見】

物品購入における事務処理について

異なる納入業者から提出された物品の納品書であるにもかかわらず、同じ日付印により平成 24 年 3 月 30 日の納品日付が押印されているものが多数見受けられたため、その一部について関係人調査を行ったところ、業者の帳簿等の納品日と一致していないものがあつた。納品日付を必ず業者に記入させるなど物品検査を厳正に実施する必要がある。

根 拠	物品検査の厳正化について（平成 22 年 3 月 25 日付け会計管理者通知）1（2）
-----	---

12 県立尾道東高等学校

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・ 所在地 尾道市東久保町 12 番 1 号
- ・ 教職員数（平成 24 年 5 月 1 日現在）
 - 本務者数 53 人
 - 非常勤講師・再任用短時間勤務職員数 9 人

・生徒の状況

課 程		全日制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員 (人)		240	240	240	720
生徒数 (人)		240	240	235	715
充足率 (%)		100.0	100.0	97.9	99.3
退学者 (人)		2 (0)			
休学者 (人)		0			
進 学 就 職	大学・短大	202人 (86.0%)			
	専修・各種	26人 (11.1%)			
	就 職	1人 (0.4%)			
	その他	6人 (2.5%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成24年5月1日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成23年度(平成24年3月末現在)である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 行政財産の使用料の収入事務について

次の行政財産の使用料の収入事務において、施設使用料として調定すべきところ、誤って高等学校使用料として調定しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

内 容	・電柱2本、支線5本(平成24年度) ・電柱9本、支線1本(平成24年度)
根 拠	広島県予算規則第11条

イ 委託契約における事務処理について

次の委託契約において、再委託の申請が提出されていたが、契約書に定める書面による承諾を行っていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	浄化槽維持管理業務委託契約(平成24~25年度)
-----	--------------------------

ウ 工事請負契約における事務処理について

工事請負契約において、次のとおり事務処理を誤っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

工事名	広島県立尾道東高等学校法面改修工事(平成23年度)
内 容	・工事の完成を確認するための検査の完了前に、請負者から工事目的物の引渡しを受けていた。 ・検査の結果を請負者に通知していなかった。
根 拠	建設工事執行規則第41条第2項及び第4項

13 県立福山誠之館高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 福山市木之庄町六丁目 11 番 1 号
- ・教職員数 (平成 24 年 5 月 1 日現在)

全日制	本務者数	71 人	
	非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数	12 人	
定時制	本務者数	10 人	
	非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数	6 人	
- ・生徒の状況

課 程	全 日 制				定 時 制				
	総合学科				普通科				
学科・学年等	1	2	3	計	1	2	3	4	計
総定員 (人)	280	280	320	880	40	40	40	40	160
生徒数 (人)	282	280	318	880	30	16	23	10	79
充足率 (%)	100.7	100.0	99.4	100.0	75.0	40.0	57.5	25.0	49.4
退学者 (人)	3 (0)				9 (0)				
休学者 (人)	1				1				
進 学 就 職	大学・短大	250 人 (85.9%)			0 人 (0.0%)				
	専修・各種	34 人 (11.7%)			4 人 (50.0%)				
	就 職	3 人 (1.0%)			4 人 (50.0%)				
	その他	4 人 (1.4%)			0 人 (0.0%)				

(注) ・「学科・学年」の生徒数等は、平成 24 年 5 月 1 日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成 23 年度 (平成 24 年 3 月末現在) である。
- ・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納 (滞納繰越分) について

次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあった。前回監査時よりその額は減少し、残る一人についても法的措置に移行しているが、引き続き徴収の促進に努められたい。

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [平成 24 年 5 月現在]	参 考 前 回 監 査 時 [平成 19 年 12 月]
修学奨励金貸付金に係る返還金	1 人 44,000 円	2 人 123,000 円

イ 図書カードの管理について

「書店くじ」の当選品の代替として物品納入業者から提供された図書カードが、物品管理職員による取得の意思決定を経ないまま受領され、金庫に保管されていた。適正な事務

処理に努められたい。

根拠	広島県物品管理規則第11条第1項
----	------------------

ウ 現金の管理について

金庫に、帰属が明確でない現金440円が保管されていた。適正な管理に努められたい。

根拠	広島県会計規則第45条第6項
----	----------------

【意見】

関係業者からの金券類の取得について

物品納入業者1社から、昨年度まで数年度にわたり図書購入額に応じて「書店くじ」を受領していたが、「書店くじ」は末等の当選確率が10分の1であり、10枚以上を連番で受領する場合、図書購入時に必ず値引きを受けることができるものである。

当該物品納入業者は、当選した「書店くじ」の代替として図書カードを提供していたものであるが、こうした図書カードや「書店くじ」など、関係業者から金券類等の提供の申出があった場合には、県民の疑惑や不信を招くことのないよう、法令や諸規程にのっとりその是非を慎重に判断し、適切な事務処理を行う必要がある。

14 県立廿日市高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 廿日市市桜尾三丁目3番1号
- ・教職員数（平成24年5月1日現在）

全日制	本務者数	66人	
	非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数		13人
定時制	本務者数	11人	
	非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数		5人
- ・生徒の状況

課程	全日制				定時制				
	普通科				普通科				
学科・学年等	1	2	3	計	1	2	3	4	計
総定員（人）	320	280	320	920	40	40	40	40	160
生徒数（人）	321	279	315	915	35	33	38	16	122
充足率（%）	100.3	99.6	98.4	99.5	87.5	82.5	95.0	40.0	76.3
退学者（人）	2（2）				10（2）				
休学者（人）	1				6				
進学就職	大学・短大	273人（86.7%）			3人（12.5%）				
	専修・各種	42人（13.3%）			3人（12.5%）				
	就職	0人（0.0%）			11人（45.8%）				
	その他	0人（0.0%）			7人（29.2%）				

（注）・「学科・学年」の生徒数等は、平成24年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成 23 年度（平成 24 年 3 月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

（２）監査の結果

【指摘事項】

ア 高等学校使用料の徴収事務について

高等学校使用料の徴収事務において、標準修業年限を超えて在学する生徒については、毎月授業料の収入手続を行い、授業料を徴収する必要があるが、平成 22 年度及び平成 23 年度において、定時制課程に属する該当生徒全員に対しこの手続が行われていなかった。

また、これらの生徒のうち、平成 23 年 3 月に卒業したものから、授業料に相当する額の現金を領収したにもかかわらず、何らの手続もしないまま保管していたものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

収入手続をすべき 期日	実際に収入手続を 行った日	人数及び金額	備 考
平成 22 年度における 各月の初日（※）	平成 24 年 4 月 23 日	6 人 84,000 円	うち、手続前に現金を 領収していたもの 3 人 30,060 円
平成 23 年度における 各月の初日（※）	平成 24 年 4 月 23 日	7 人 150,100 円	

※ 卒業または終了年度の 2 月分及び 3 月分については各年度の 2 月 1 日

イ 行政財産の使用料の収入事務について

次の行政財産の使用料の収入事務について、その年度の 4 月 30 日を徴収の期限とする納付書を発行する必要があつたが、平成 23 年度及び 24 年度の手続が遅延していた。適正な事務処理に努められたい。

許可物件	徴収すべき期限	納付書に記載され た納付期限	使用料	根 拠
電柱 7 本	平成 23 年 4 月 30 日	平成 23 年 6 月 7 日	10,500 円	行政財産の使 用料に関する 条例第 4 条
	平成 24 年 4 月 30 日	平成 24 年 6 月 11 日	10,500 円	
電柱 4 本	平成 23 年 4 月 30 日	平成 23 年 6 月 7 日	6,000 円	
	平成 24 年 4 月 30 日	平成 24 年 6 月 8 日	6,000 円	
支線 2 本	平成 23 年 4 月 30 日	平成 23 年 6 月 7 日	3,000 円	
	平成 24 年 4 月 30 日	平成 24 年 6 月 8 日	3,000 円	
電柱 1 本	平成 23 年 4 月 30 日	平成 23 年 6 月 7 日	1,500 円	
	平成 24 年 4 月 30 日	平成 24 年 6 月 8 日	1,500 円	
電柱 1 本	平成 23 年 4 月 30 日	平成 23 年 6 月 7 日	1,500 円	
	平成 24 年 4 月 30 日	平成 24 年 6 月 8 日	1,500 円	

ウ 委託契約における事務処理について

次の委託契約において、予定価格の範囲内の見積りがあつた場合に契約すべきところ、

予定価格を超える金額で契約していた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	生徒心電図検査業務委託契約（平成 23 年度）
根 拠	委託・役務業務契約事務の手引き（第 2 版） 4（2）

エ 物品購入における事務処理について

物品購入における事務処理において、次のとおり不適正な事務処理が見受けられた。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 印刷物の発注において、発注日の翌年度に納品されたにもかかわらず、当該年度に納品されたこととして支払事務を行っていたものがあつた。

根 拠	地方自治法第 220 条第 3 項 地方自治法施行令第 143 条第 4 項
-----	---

(イ) 実際は複数回にわたって納品された物品を、一度に発注・納品したこととして事務処理を行っているものがあつた。

根 拠	広島県物品管理規則第 10 条
-----	-----------------

(ウ) 学校で保管されている納品書の日付が、納入業者の帳簿等と一致していないものがあり、その一部において、支出調書に記載された検査年月日が、納入業者が納品したこととしている日から相当期間経過した日となっているものがあつた。

根 拠	政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 5 条及び第 14 条 物品検査の厳正化について(平成 22 年 3 月 25 日付け会計管理者通知) 1(2)
-----	---

オ 学校諸費会計等の事務処理について

学校諸費会計等の取扱事務においては、組織的な事務処理体制を整備し、公費に準じて取り扱わなければならないこととされているが、平成 22 年度から平成 23 年度にかけて、必要な事務処理が行われず放置されていたため、次のとおり不適正な事務処理が多数見受けられた。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 定時制のすべての学校諸費会計について、平成 23 年度の出納簿及び収入・支出調書等関係書類が全く作成されておらず、そのため毎月行う収支状況の点検及び学校長への報告が一切なされていないなど、会計処理が適正に行われていなかった。

会計名称	定時制 P T A 会計 定時制生徒会会計 定時制平成 22 年度 4 年生ルーム会計 定時制平成 23 年度 4 年生ルーム会計 定時制平成 23 年度 3 年生ルーム会計 定時制平成 23 年度 2 年生ルーム会計 定時制平成 23 年度 1 年生ルーム会計 定時制クラブ遠征費特別会計
根 拠	学校諸費会計等取扱要綱第 5 条及び第 10 条

(イ) 定時制学校諸費として領収した現金を銀行に預け入れないまま、長期間手元に保管していた。

また、次の学校諸費会計から資金前渡により支出された後の残余の現金について、各会計に戻入する処理を行わず、長期間手元に保管していたものがあつた。

会計名称	定時制 P T A 会計 定時制生徒会会計 定時制平成 23 年度 4 年生ルーム会計 定時制平成 23 年度 3 年生ルーム会計
根 拠	学校諸費会計等取扱要綱第 9 条

(ウ) 定時制学校諸費として現金を領収した際に、領収書を作成・交付していない事例が見受けられた。

根 拠	学校諸費会計等取扱要綱第 5 条
-----	------------------

(エ) 次の物品について、平成 23 年 5 月に納品書及び請求書が提出されたにもかかわらず、その代金は平成 24 年 3 月に支払われていた。

会計名称	定時制 3 年ルーム費会計
物品名	家庭基礎実習材料一式 89,540 円
根 拠	学校諸費会計等取扱要綱第 8 条

(オ) 次の学校諸費会計において、4 年次終了後の執行残や利息の精算などが行われていなかった。

会計名称	定時制平成 22 年度 4 年生ルーム会計
根 拠	学校諸費会計等に係る Q & A (改訂版)

【意 見】

ア 学校における事務処理体制について

平成 22 年度及び平成 23 年度において、上記のとおり高等学校使用料の徴収等多くの事務が適切な処理がされず、長期間放置されていた。

職員の病気休暇等、様々な事情により十分な事務執行体制が確保できなかったとのことであるが、必要な措置が図られることのないまま、このような事態に至ったことは誠に遺憾である。

学校長は、事務処理の重要性を再認識し、その執行体制の確保と適正な事務処理に万全を期する必要がある。

イ 物品購入における事務処理について

学校で保管されている物品購入に係る納品書について、納品日付が記載されていないものが多数見受けられた。対象となる契約の相手方は複数の納入業者にわたっており、納品日付を必ず業者に記入させるなど、物品検査を厳正に実施する必要がある。

15 県立千代田高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 山県郡北広島町有間 600 番 1 号
- ・教職員数 (平成 24 年 5 月 1 日現在)
 - 本務者数 22 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 8 人
- ・生徒の状況

課 程		全日制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員 (人)		80	80	80	240
生徒数 (人)		56	58	62	176
充足率 (%)		70.0	72.5	77.5	73.3
退学者 (人)		7 (1)			
休学者 (人)		2			
進 学 就 職	大学・短大	17 人 (36.2%)			
	専修・各種	14 人 (29.8%)			
	就 職	15 人 (31.9%)			
	その他	1 人 (2.1%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成 24 年 5 月 1 日現在である。

・「退学者」,「休学者」,「進学就職」の状況は、平成 23 年度 (平成 24 年 3 月末現在)である。

・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 付 記

財産の有効活用について

女子寄宿舎について、平成 13 年度以降、使用されていない状態となっている。本庁とも協議の上、用途廃止による売却も含め、資産の有効活用策について検討していただきたい。

16 県立賀茂高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 東広島市西条西本町 16 番 22 号

・教職員数（平成 24 年 5 月 1 日現在）

全日制	本務者数	56 人	
	非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数		11 人
定時制	本務者数	11 人	
	非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数		4 人

・生徒の状況

課 程	全日制				定時制				
	普通科				普通科				
学科・学年等	1	2	3	計	1	2	3	4	計
総定員 (人)	280	280	320	880	40	40	40	40	160
生徒数 (人)	280	269	312	861	28	20	17	11	76
充足率 (%)	100.0	96.1	97.5	97.8	70.0	50.0	42.5	27.5	47.5
退学者 (人)	3 (1)				14 (5)				
休学者 (人)	0				17				
進 学 就 職	大学・短大	219 人 (79.9%)			4 人 (17.4%)				
	専修・各種	34 人 (12.4%)			3 人 (13.0%)				
	就 職	4 人 (1.5%)			12 人 (52.2%)				
	その他	17 人 (6.2%)			4 人 (17.4%)				

(注) ・「学科・学年」の生徒数等は、平成 24 年 5 月 1 日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成 23 年度（平成 24 年 3 月末現在）である。

・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 行政財産使用料の徴収について

行政財産の使用料徴収において、収入手続が遅延しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

使用許可財産	電話柱 1 本 (土地)	電柱 1 本・支線 1 本 (土地)	電話柱 1 本 (土地)
徴収すべき期限	平成 22 年 6 月 21 日	平成 23 年 4 月 30 日	平成 23 年 4 月 30 日
実際の納付期限	平成 23 年 8 月 19 日	平成 23 年 8 月 18 日	平成 23 年 8 月 19 日
使用料	年額 1,250 円 (新規)	年額 3,000 円 (継続)	年額 1,500 円 (継続)
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第 4 条		

イ 委託契約の事務処理について

次の委託契約において、予定価格の範囲内の見積りがあつた場合に契約すべきところ、契約単価の一部において、予定価格を超える金額で契約しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	生徒対象健康診断（結核検査等）業務委託契約（平成 23 年度）
根 拠	委託・役務業務契約事務の手引き（第 2 版）4（2）

ウ 物品購入の事務処理について

物品を購入する際には、事前に発注決裁書を作成して取得の措置をしなければならないが、この作成日が物品納入日から半年後となっているものがあるなど、不適正な事務処理が多数見受けられた。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	広島県物品管理規則第 10 条
-----	-----------------

【意 見】

毒物及び劇物の管理について

毒物及び劇物の管理体制を明確にし、毒物及び劇物による保健衛生上の危害を未然に防止するため、「毒物劇物危害防止規定」を定めているが、管理責任者等の異動及び緊急時の連絡先の組織変更に伴う必要な改正が行われていなかった。実態に合わせて速やかに改正する必要がある。

(3) 付 記

契約書への収入印紙の貼付について

契約の相手方から県に交付された契約書に、収入印紙が貼付されていないものが2件あった。契約相手方による印紙貼付についても確認を行うなど、適切な事務処理に努めていただきたい。

17 県立沼南高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 福山市沼隈町下山南4
- ・教職員数（平成24年5月1日現在）
 - 本務者数 36人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 9人
- ・生徒の状況

課 程	全 日 制							
	普通科				家政科			
	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)	40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数 (人)	18	16	19	53	35	25	19	79
充足率 (%)	45.0	40.0	47.5	44.2	87.5	62.5	47.5	65.8
退学者 (人)	4 (0)				4 (0)			
休学者 (人)	0				0			
進 学 就 職	大学・短大	5人 (23.8%)			2人 (10.5%)			
	専修・各種	9人 (42.9%)			6人 (31.6%)			
	就 職	6人 (28.6%)			5人 (26.3%)			
	その他	1人 (4.8%)			6人 (31.6%)			

課 程		全 日 制							
		園芸デザイン科				計			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120	120	120	120	360
生徒数 (人)		32	25	22	79	85	66	60	211
充足率 (%)		80.0	62.5	55.0	65.8	70.8	55.0	50.0	58.6
退学者 (人)		3 (0)				11 (0)			
休学者 (人)		0				0			
進 学 就 職	大学・短大	2人 (10.0%)				9人 (15.0%)			
	専修・各種	8人 (40.0%)				23人 (38.3%)			
	就 職	9人 (45.0%)				20人 (33.3%)			
	その他	1人 (5.0%)				8人 (13.3%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成24年5月1日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成23年度(平成24年3月末現在)である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未納(滞納繰越分)について

次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。前回監査時よりその額は減少しているものの、引き続き徴収の促進に努められたい。

区 分	長期未納(滞納繰越分) [平成24年5月現在]	参考 前回監査時 [平成21年6月]
高等学校使用料 (全日制授業料)	1人 43,400円	6人 165,150円

【意 見】

毒物・劇物の管理について

毒物及び劇物の管理に関し、鷹の巣校舎内農薬保管庫について、学校薬剤師による指導や助言を受けておらず、最終有効年月を経過した使用見込みのない劇物が保管されていた。学校薬剤師から必要な指導や助言等を受け、毒物・劇物を適正に管理する必要がある。

18 県立庄原格致高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 庄原市三日市町 515
- ・教職員数 (平成24年5月1日現在)
 - 本務者数 32人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 15人
- ・生徒の状況

課 程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員	(人)	120	120	120	360
生徒数	(人)	120	99	113	332
充足率	(%)	100.0	82.5	94.2	92.2
退学者	(人)	0 (0)			
休学者	(人)	1			
進 学 就 職	大学・短大	88人 (77.2%)			
	専修・各種	16人 (14.0%)			
	就 職	6人 (5.3%)			
	その他	4人 (3.5%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成24年5月1日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成23年度（平成24年3月末現在）である。

・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

19 県立黒瀬高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 東広島市黒瀬町乃美尾1番地
- ・教職員数（平成24年5月1日現在）
 本務者数 37人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 7人
- ・生徒の状況

課 程		全日制							
学科・学年等		普通科				福祉科			
		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員	(人)	80	80	120	280	40	40	40	120
生徒数	(人)	70	66	87	223	25	25	23	73
充足率	(%)	87.5	82.5	72.5	79.6	62.5	62.5	57.5	60.8
退学者	(人)	13 (6)				5 (3)			
休学者	(人)	0				3			
進 学 就 職	大学・短大	25人 (28.4%)				2人 (11.1%)			
	専修・各種	23人 (26.1%)				1人 (5.6%)			
	就 職	38人 (43.2%)				15人 (83.3%)			
	その他	2人 (2.3%)				0人 (0.0%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成24年5月1日現在である。

- ・「退学者」,「休学者」,「進学就職」の状況は、平成23年度(平成24年3月末現在)である。
- ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

委託料を分割して支払っている次の委託契約について、契約書中に添付すべき支払内訳書が添付されておらず、契約期間中の支払総額のみが契約書に記載されていた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県立黒瀬高等学校電気設備保安管理業務(平成24~25年度)
-----	---------------------------------

20 県立祇園北高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 広島市安佐南区祇園八丁目25番1号
- ・教職員数(平成24年5月1日現在)
 - 本務者数 60人
 - 非常勤講師・再任用短時間勤務職員数 17人
- ・生徒の状況

課 程	全 日 制			
	普通科			
学科・学年等	1	2	3	計
総定員 (人)	320	320	320	960
生徒数 (人)	308	317	301	926
充足率 (%)	96.3	99.1	94.1	96.5
退学者 (人)	3 (2)			
休学者 (人)	2			
進 学 就 職	大学・短大	257人 (83.7%)		
	専修・各種	47人 (15.3%)		
	就 職	3人 (1.0%)		
	その他	0人 (0.0%)		

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成24年5月1日現在である。

- ・「退学者」,「休学者」,「進学就職」の状況は、平成23年度(平成24年3月末現在)である。
- ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

印刷物の発注における事務処理について

次の印刷物について、生徒用の私費（学校諸費）分と教師用などの公費分の発注区分を明確にすることなく一括発注し、生徒数用の数量が確定した後、その残余について公費分として発注手続を行っていた。あらかじめ公費分の数量を確定させた上で事前に発注手続を行うなど、適正な事務処理に努められたい。

品名	シラバス 発注部数 各学年 440 部											
	<table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>うち</td> <td>1 学年</td> <td>公費発注分</td> <td>132 部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 学年</td> <td>公費発注分</td> <td>122 部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 学年</td> <td>公費発注分</td> <td>139 部</td> </tr> </table>	うち	1 学年	公費発注分	132 部		2 学年	公費発注分	122 部		3 学年	公費発注分
うち	1 学年	公費発注分	132 部									
	2 学年	公費発注分	122 部									
	3 学年	公費発注分	139 部									
根拠	広島県物品管理規則第 10 条											

(注) シラバスとは、科目名や取得単位数、年間の授業時間数、使用する教科書及び学習の到達目標など、講義・授業の内容及び学習計画を、生徒や保護者に周知する目的で作成されるものである。

21 県立宮島工業高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 廿日市市物見西二丁目 6 番 1 号
- ・教職員数（平成 24 年 5 月 1 日現在）

全日制	本務者数	80 人	
	非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数		15 人
定時制	本務者数	15 人	
	非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数		1 人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制							
		機 械 科				電 気 ・ 情 報 技 術 科			
学 科 ・ 学 年 等		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		80	80	80	240	80			80
生徒数 (人)		82	72	61	215	81			81
充足率 (%)		102.5	90.0	76.3	89.6	101.3			101.3
退学者 (人)		18 (3)				2 (0)			
休学者 (人)		1				0			
進 学 就 職	大学・短大	6 人 (8.2%)							
	専修・各種	5 人 (6.8%)							
	就 職	61 人 (83.6%)							
	その他	1 人 (1.4%)							

課 程		全 日 制							
学科・学年等		電 気 科				情 報 技 術 科			
		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員	(人)		40	40	80		40	40	80
生徒数	(人)		37	39	76		37	37	74
充足率	(%)		92.5	97.5	95.0		92.5	92.5	92.5
退学者	(人)	0 (0)				0 (0)			
休学者	(人)	0				0			
進 学 就 職	大学・短大	5人 (13.5%)				17人 (42.5%)			
	専修・各種	1人 (2.7%)				8人 (20.0%)			
	就 職	31人 (83.8%)				15人 (37.5%)			
	その他	0人 (0.0%)				0人 (0.0%)			

課 程		全 日 制							
学科・学年等		建 築 ・ インテリア科				建 築 科			
		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員	(人)	80			80		40	40	80
生徒数	(人)	81			81		39	34	73
充足率	(%)	101.3			101.3		97.5	85.0	91.3
退学者	(人)	5 (0)				1 (0)			
休学者	(人)	0				0			
進 学 就 職	大学・短大					4人 (12.5%)			
	専修・各種					10人 (31.3%)			
	就 職					16人 (50.0%)			
	その他					2人 (6.3%)			

課 程		全 日 制							
学科・学年等		インテリア科				素材システム科			
		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員	(人)		40	40	80	40	40	40	120
生徒数	(人)		35	37	72	40	38	35	113
充足率	(%)		87.5	92.5	90.0	100.0	95.0	87.5	94.2
退学者	(人)	1 (0)				7 (0)			
休学者	(人)	0				0			
進 学 就 職	大学・短大	5人 (14.7%)				7人 (20.0%)			
	専修・各種	14人 (41.2%)				9人 (25.7%)			
	就 職	14人 (41.2%)				17人 (48.6%)			
	その他	1人 (2.9%)				2人 (5.7%)			

課 程		全 日 制				定 時 制				
学 科 ・ 学 年 等		合 計				機 械 科				
		1	2	3	計	1	2	3	4	計
総定員 (人)		280	280	280	840	40	40	40	40	160
生徒数 (人)		284	258	243	785	29	15	14	9	67
充足率 (%)		101.4	92.1	86.8	93.5	72.5	37.5	35.0	22.5	41.9
退学者 (人)		34 (3)				18 (5)				
休学者 (人)		1				18				
進 学 就 職	大学・短大	44人 (17.5%)				0人 (0.0%)				
	専修・各種	47人 (18.7%)				2人 (28.6%)				
	就 職	154人 (61.4%)				2人 (28.6%)				
	その他	6人 (2.4%)				3人 (42.8%)				

(注)・全日制課程の電気科・情報技術科は、1年次は電気・情報技術科として、建築科・インテリア科は、1年次は建築・インテリア科として共通の授業を受ける。

・「学科・学年」の生徒数等は、平成24年5月1日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成23年度(平成24年3月末現在)である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納(滞納繰越分)について

次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。前回監査時よりその額は減少しているものの、法的措置を適切に講じるなど引き続き徴収の促進に努められたい。

区 分	長期未納(滞納繰越分) [平成24年5月現在]		参考 前回監査時 [平成19年10月]	
高等学校使用料	9人	120,880円	14人	307,419円

(注)平成24年5月現在の長期未納については、すべて定時制授業料に係るものである。

イ 債権記録管理報告書について

会計管理者に報告する債権記録管理報告書について、実際の債権額と報告した債権額が相違していた。適切な事務処理に努められたい。

根 拠	広島県会計規則第90条第3項
-----	----------------

ウ 行政財産の使用許可について

P T Aが学校に設置している複写機について、行政財産の使用許可の手続を行っていない。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	広島県教育委員会公有財産管理規則第21条第1項
-----	-------------------------

エ 学校諸費会計等の取扱事務について

次の学校諸費会計等の取扱いにおいて、校長が定めた点検者により毎月実施することとされている収支状況の点検が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

会計名	定時制積立金会計（平成 23 年度） 給食会計（平成 23 年度） 定時制実習費会計（平成 23 年度）
根 拠	学校諸費会計等取扱要綱第 5 条第 2 項及び第 3 項

22 県立尾道商業高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 尾道市古浜町 20 番 1 号
- ・教職員数（平成 24 年 5 月 1 日現在）
 - 本務者数 48 人
 - 非常勤講師・再任用短時間勤務職員数 10 人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制							
		商業科				ビジネス会計科			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員	(人)	80	80	80	240	40	40	40	120
生徒数	(人)	80	76	75	231	40	37	35	112
充足率	(%)	100.0	95.0	93.8	96.3	100.0	92.5	87.5	93.3
退学者	(人)	3 (0)				3 (1)			
休学者	(人)	2				2			
進 学 就 職	大学・短大	18 人 (23.4%)				7 人 (18.9%)			
	専修・各種	31 人 (40.3%)				12 人 (32.4%)			
	就 職	26 人 (33.8%)				12 人 (32.4%)			
	その他	2 人 (2.6%)				6 人 (16.2%)			

課 程		全 日 制							
		情報管理科				計			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員	(人)	80	80	80	240	200	200	200	600
生徒数	(人)	80	77	75	232	200	190	185	575
充足率	(%)	100.0	96.3	93.8	96.7	100.0	95.0	92.5	95.8
退学者	(人)	6 (1)				12 (2)			
休学者	(人)	2				6			
進 学 就 職	大学・短大	20 人 (27.8%)				45 人 (24.2%)			
	専修・各種	23 人 (31.9%)				66 人 (35.5%)			
	就 職	27 人 (37.5%)				65 人 (34.9%)			
	その他	2 人 (2.8%)				10 人 (5.4%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成24年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成23年度(平成24年3月末現在)である。
- ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未納(滞納繰越分)について

次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。前回監査時よりその額は減少しているものの、引き続き徴収の促進に努められたい。

区 分	長期未納(滞納繰越分) [平成24年5月現在]		参考 前回監査時 [平成22年9月]	
高等学校使用料 (全日制授業料)	2人	180,453円	4人	218,753円

(注)尾道工業高等学校の廃校(平成19年3月)に伴い、平成18年度以前の高等学校使用料(滞納繰越分)に係る債権管理事務の所掌が尾道商業高等学校に移行したことによるもの。

23 県立広島北特別支援学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 知的障害等のある児童・生徒の教育の実施
- ・所在地 広島市安佐北区三入東一丁目25番1号
- ・教職員数(平成24年5月1日現在)
 - 本務者数 111人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 6人
- ・生徒の状況

部・学年等	小学部							中学部				高等部				
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計	
男子(人)	11	4	11	3	8	11	48	16	11	15	42	30	37	37	104	
女子(人)	4	3	2	5	3	2	19	9	7	4	20	13	14	26	53	
合計(人)	15	7	13	8	11	13	67	25	18	19	62	43	51	63	157	
卒業生(人)	—							14人				33人				
進学就職	進 学	—							14人 (100.0%)				0人 (0.0%)			
	就 職	—							0人 (0.0%)				16人 (48.5%)			
	その他	—							0人 (0.0%)				17人 (51.5%)			

(注)・「部・学年等」の生徒数等は、平成24年5月1日現在である。

- ・「卒業生」、「進学就職」の状況は、平成23年度(平成24年3月末現在)である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 借受物品の管理について

教室の確保のため、平成23年9月から仮設校舎を借り受けているが、借り受けた物品について備品出納簿による記録管理を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	広島県物品管理規則第41条
----	---------------

イ 工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において、事務処理を誤っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

工事名	厨房倉庫他改修工事（平成23年度） 焼却炉撤去解体工事（平成23年度）
内容	・ 監督員の職名及び氏名を請負者に通知していなかった。 ・ 工事目的物の完成検査後、引渡書の提出を受けていなかった。
根拠	建設工事執行規則第19条第2項 建設工事請負契約約款第1条第5項及び第31条第4項

24 江田島警察署

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・ 所在地 江田島市江田島町中央四丁目13番1号
- ・ 所管区域 江田島市
- ・ 管内面積 100.94 km²
- ・ 管内人口 26,718人（平成24年4月30日現在）
- ・ 組織体制 5課（警務課、会計課、生活安全刑事課、地域交通課、警備課）
- ・ 職員数（平成24年4月1日現在）
 - 常勤職員数 42人
 - 非常勤職員数 7人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

25 廿日市警察署

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・ 所在地 廿日市市本町1番10号
- ・ 所管区域 廿日市市
- ・ 管内面積 489.36 km²
- ・ 管内人口 118,000人（平成24年4月30日現在）

- ・組織体制 7 課（警務課，会計課，生活安全課，地域課，刑事課，交通課，警備課）
- ・職員数（平成 24 年 4 月 1 日現在）

常勤職員数	134 人
非常勤職員数	15 人

（ 2 ） 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

26 福山西警察署

（ 1 ） 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防，鎮圧及び捜査，被疑者の逮捕，交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 福山市神村町 3106 番地 1 号
- ・所管区域 福山市西部及び尾道市浦崎町
- ・管内面積 184.11 km²
- ・管内人口 108,900 人（平成 24 年 3 月 31 日現在）
- ・組織体制 7 課（警務課，会計課，生活安全課，地域課，刑事課，交通課，警備課）
- ・職員数（平成 24 年 4 月 1 日現在）

常勤職員数	125 人
非常勤職員数	17 人

（ 2 ） 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

27 庄原警察署

（ 1 ） 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防，鎮圧及び捜査，被疑者の逮捕，交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 庄原市中本町一丁目 3 番 8 号
- ・所管区域 庄原市
- ・管内面積 1,246km²
- ・管内人口 39,570 人（平成 24 年 4 月 30 日現在）
- ・組織体制 6 課（警務課，会計課，生活安全刑事課，地域課，交通課，警備課）
- ・職員数（平成 24 年 4 月 1 日現在）

常勤職員数	59 人
非常勤職員数	9 人

（ 2 ） 監査の結果

【指摘事項】

工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において，誤った事務処理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

ア 工事仕様書に基づき提出する施工計画書に、誤った請負代金と工期を記載していた。

工事名	庄原市口和町向泉ほか路側式道路標識設置工事（No.25-4）（平成23年度）
根拠	平成23年度路側式道路標識設置工事仕様書（広島県警察本部）第7の1（1） 路側道路標識工事設計・積算・監督・検査業務マニュアル（広島県警察本部交通規制課）監督業務マニュアル4（3）

イ 出来形管理図に記載する現場代理人について、誤って別の者の氏名を記載していた。

工事名	庄原市中本町ほか路側式道路標識設置工事（No.25-5）（平成23年度）
根拠	平成23年度路側式道路標識設置工事仕様書（広島県警察本部）第7の9 路側道路標識工事設計・積算・監督・検査業務マニュアル（広島県警察本部交通規制課）監督業務マニュアル4（3）

ウ 工事監督経緯を明らかにするために必要となる工事打合せ簿に、発議年月日、処理・回答の年月日の記載がなかった。

工事名	庄原市西本町ほか路側式道路標識設置工事（No.25-2）（平成23年度）
根拠	路側道路標識工事設計・積算・監督・検査業務マニュアル（広島県警察本部交通規制課）監督業務マニュアル4（5） 別添4工事打合せ簿取扱要領2

エ 工事監督経緯を明らかにするために必要となる工事打合せ簿に監督員の押印がなかった。

工事名	庄原市川北町ほか路側式道路標識設置工事（No.25-3）（平成23年度） 庄原市口和町向泉ほか路側式道路標識設置工事（No.25-4）（平成23年度） 庄原市中本町ほか路側式道路標識設置工事（No.25-5）（平成23年度）
根拠	路側道路標識工事設計・積算・監督・検査業務マニュアル（広島県警察本部交通規制課）監督業務マニュアル4（5） 別添4工事打合せ簿取扱要領4

オ 工事監督経緯を明らかにするために必要となる工事打合せ簿に、監督員、現場代理人及び主任技術者の押印がなかった。

工事名	庄原市中本町ほか路側式道路標識設置工事（No.25-5）（平成23年度）
根拠	路側道路標識工事設計・積算・監督・検査業務マニュアル（広島県警察本部交通規制課）監督業務マニュアル4（5） 別添4工事打合せ簿取扱要領4